点検の時期は

●点検期間は設計標準使用期間（10年）の8.5年目～11.5年目の3年間です。
●点検の6ヶ月前（8年目）から点検のご案内を通知致します。

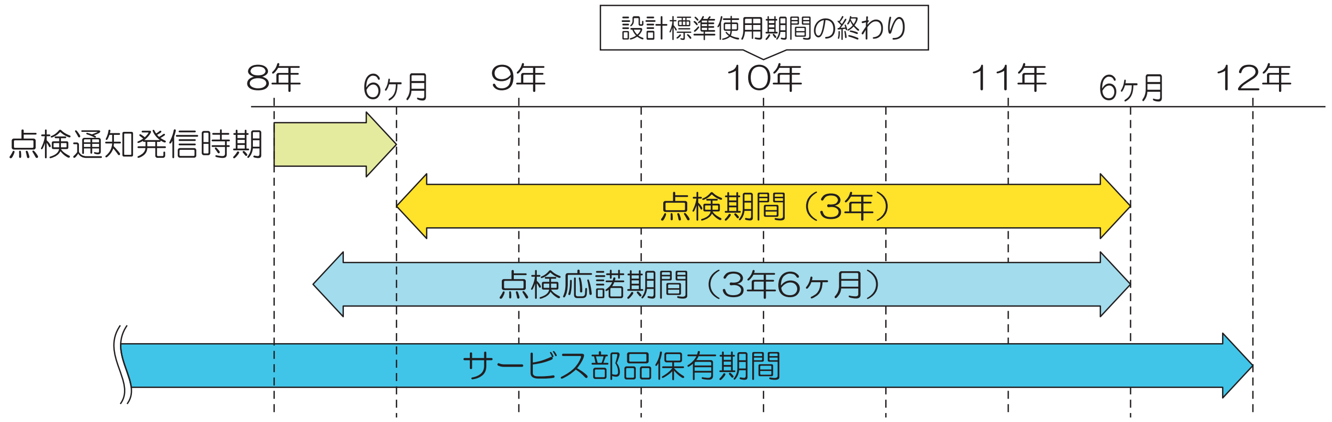

点検の実施

●点検料金を設定し、ホームページに記載致します。
●点検が終わりましたら、「点検結果シート」の記載点検結果をお客様に伝え、情報は３年間しっかり保管致します。

〈点検結果シートの例〉

製造元用　浴室用電気乾燥機　点検結果　明細表

高須産業株式会社
〒311-0424　茨城県潮来市水原3080
TEL 0299-67-5151　FAX 0299-67-5120

受付No.
管理No.

《特定保守製品》

点検日　　年　　月　　日

お名前		ご住所 〒	
型名	製造番号	電話番号	
設計標準使用期間　　年		製造年月　　年　　月	
法定点検期間　　年　　月　～　　年　　月			

判定	○:適合しています。	△:回復容易が不適合がありましたが、処置しました。
	×:不適合内容ありました。総合判定欄をご覧下さい。	—:今回の点検には該当しません。

	チェック項目		判定	コメント
設置状況	①機器固定用金具の異常			
	②製品取付ねじの緩み			
本体外観	①熱による異常	著しい変形		
		変色		
		破損		
本体内部	①埃の堆積			
	②異物の混入			
ヒータ部	①ヒーターの接続部の異常	変形		
		変色		
モータ部	①モーターの接続部の異常	変形		
		変色		
	②モーターの異常	回転異常		
回路基板	①著しい変色			
内部配線	①配線の結束部の外れ			
	②配線の被覆の損傷			
	③接続コネクタの異常			
点検前試験	①動作試験	結果		

	チェック項目		判定	コメント
電源接続部及び接地	■製品に電源電線を有する場合			
	①電源接続部（製品内部）	変形		
		変色		
		破損		
		腐食		
		埃の推積		
	②屋内配線との接続部	変形		
		変色		
		破損		
		腐食		
		埃の推積		
	③電源電線の被覆の損傷			
	■製品に電源電線がない場合			
	①電源接続部（速結端子）	変形		
		変色		
		破損		
		腐食		
		埃の推積		
	・アース線の接続			
点検後試験	①動作試験	結果		
	②絶縁抵抗	結果		

*動作試験は、試運転を行い、振動、異常音がないか確認すること。
*絶縁抵抗試験は、1MΩ以上であること。

総合判定（今回の点検による所見）
□ 適合しています。
□ 不適合と判定します。
□ 整備をすればご使用いただけます。
・整備をせずにご使用すると、発火・けが等の事故に至るおそれがあります。
・整備費用については点検者にご相談下さい。
□ ご使用を中止してください。
判定理由（コメント）

※設置状況等により点検できない箇所がある場合には、必ず記入してください。

料金		
点検技術料		円
出張交通費等		円
その他経費		円
部品代		円
		円
		円
小計		円
消費税		円
合計		円

お客様ご確認（サイン）

社名（SC）	電話番号（SC）	点検者（SC）　印

※上記の通り点検いたしました。本表はお客様の控えですので、今回お願いした事項をお守りいただき大切に保管ください。
「個人情報の扱いについて、お客様から申し出いただいた情報は、今後の製品安全に関するお知らせ（製品の保守、買い替え、廃棄に関するご案内）のために記載内容を活用させていただく場合がございますので、ご了承ください。」
※この点検は平成21年4月1日に改正施行される消費生活用製品安全法の点検基準に基づき、現時点での状況に関して診断したものです。
※今後、法定点検期間が終了しても継続して本製品をご使用頂く場合は、こまめな点検が必要となります。
再度、点検を希望される場合には、フリーダイヤル0120-775-191（無料）にご連絡下さい。その際、整備用部品が無いこともありますので、ご了承下さい。　0904A

ホームページによるご案内

●下記内容をご案内予定（2009年4月1日より）
①改正消安法の概要説明
②特定保守製品における所有者様の役割説明と登録までのステップ
③特定保守製品における取引事業者様の役割説明
④点検対象製品一覧
⑤既販品型式一覧
⑥長期使用製品安全点検制度についての説明

注）内容が変更になる場合がありますのでご了承ください。

2013年10月1日 ④

高須産業株式会社

2009年4月1日から『長期使用製品安全点検制度』がはじまりました

〈特定保守製品９品目〉

①都市ガス用瞬間湯沸器（屋内式）
ガスの消費量が70キロワット以下のもの。（業務用給湯器含む）

②液化石油ガス用瞬間湯沸器（屋内式）
ガスの消費量が70キロワット以下のもの。（業務用給湯器含む）

③都市ガス用ふろがま（屋内式）
ガスの消費量が21キロワット以下のもの。

④液化石油ガス用ふろがま（屋内式）
ガスの消費量が21キロワット以下のもの。

⑤石油給湯機（屋内式・屋外式）
灯油の消費量が70キロワット以下のもの。（熱交換要領50L以下のもの）業務用給湯器を含む

⑥石油ふろがま（屋内式・屋外式）
灯油の消費量が21キロワット以下のもの。

⑦石油温風暖房機（密閉燃焼式）

⑧電気食器洗機（ビルトイン式）

⑨バス換気乾燥機
温水を利用するものは除く

高須産業（株）では ⑨バス換気乾燥機 が対象製品です。

注）換気扇は「特定保守製品」ではありません。所有者登録、法定点検等の必要はありません。

【天井取付タイプ】

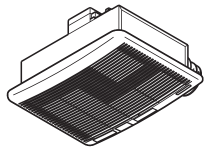
●BF-211SR

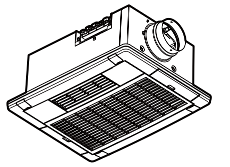
●BF-231SHA
●BF-231SHA2
●BF-231SHC
●DK24BK-1N(T)

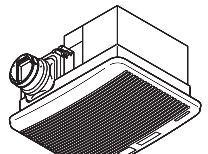
●BF-511～3SR

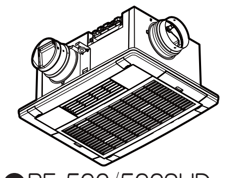
●BF-532/533SHD
●BF-532/533SHDL
●BF-532/33SHD 2
●BF-532/33SHE
●BF-532/33SHF
●DK24BK-2/3N(T)

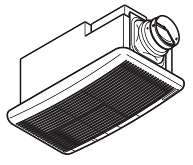
●BF-711～2SR

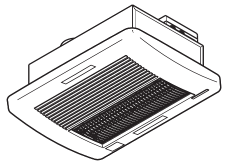
●BF-151～3RX
●BF-161～3RX

【壁面取付タイプ】

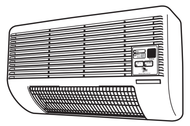
●BF-811RX
●BF-811RXR
●YZ-811RX

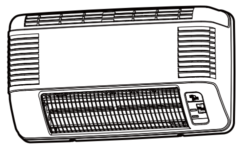
●BF-861RX
●BF-861RXR

【対象外製品】

浴室暖房機
●BD-1200
●SDG-1200GB

脱衣室暖房機
●RD-1200
●RD-1200M
●RD-1200G
●SDG-1200GS

【長期使用製品安全点検制度は】

製品に
●設計標準使用期間の表示
●製造年月の表示
●点検期間の表示
●所有者票の同梱

↓

お客様から所有者票等で所有者情報をいただきます

↓

お客様に点検期間のご案内

↓

点検の実施（有償）

【製品の識別】

梱包箱に「特定保守製品」を印字もしくはスタンプで表記し、切換前の製品との識別をおこなう。

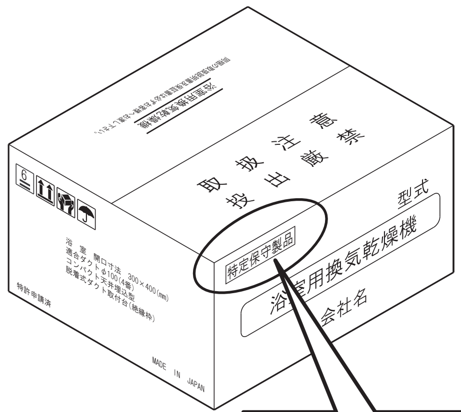

特定保守製品の表記

法施行の前後で、同一品番の製品でシールの有無が市場に混在することが考えられますが、性能の差はまったくございません。
従来品（シール無し）の販売も可能です。

長期使用製品安全点検制度の概要

制度の趣旨　●長期間の使用に伴い生じる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、重大事故のおそれが高いものについて、消費者自身による保守が難しく、製品事故を防止するため保守点検を支援する制度です。

対象製品　●浴室換気乾燥暖房機（バス換気乾燥機）

対象外製品　●浴室暖房機　●脱衣室暖房機

施行開始　平成19年11月21日公布。平成21年4月1日より施行されます。

所有者（お客様）

【対象者】
●特定保守製品を所有する消費者等
●特定保守製品の賃貸業者（家屋賃貸人等）

【責務】
①特定製造事業者等への所有者（お客様）情報提供の責務
②特定保守製品の点検等の保守の責務
※法施行日（平成21年4月1日）以降に製造・輸入された製品

特定保守製品取引事業者※

【対象者】
●特定保守製品の販売事業者
●不動産販売事業者
●建物建築請負事業者

【義務・責務】
①所有者（お客様）への引渡時の説明義務
②所有者に対する、特定製造事業者等への所有者情報の提供の協力責務
※法施行日（平成21年4月1日）以降に製造・輸入された製品

特定製造事業者等※

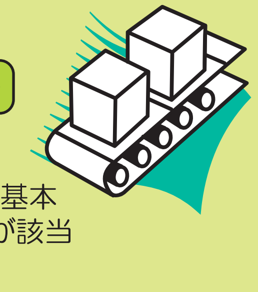

【対象者】
●高須産業株式会社
●OEM製造の場合は、基本的にブランド事業者が該当

【義務】
①経済産業局長への事業の届出義務
②設計標準使用期間及び点検期間の設定義務
③製品への表示義務
④製品への書面及び所有者票の添付義務
⑤製品の所有者情報の管理義務
⑥点検通知義務及び点検実施義務
※法施行日（平成21年4月1日）以降に製造・輸入された製品
⑦点検等の保守サポート体制の整備義務
※施工日以前の既販品も対象

関連事業者

【対象者】
●特定保守製品の取引を仲介する事業者
●修理・設置事業者

【責務】
①所有者（お客様）への情報提供の責務
※法施行日（平成21年4月1日）以降に製造・輸入された製品

※特定保守製品に限らず、消費生活用製品の経年劣化による危害の発生の防止に資する情報を収集し、一般消費者に提供することが製造、輸入または小売販売の事業者に求められます。

長期使用製品安全点検制度の実施内容

製品への表示　●換気乾燥暖房機（バス換気乾燥機）は、前面パネルとリモコンに表示します。

【天井取付タイプ】

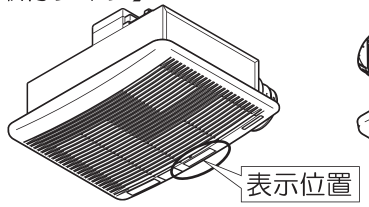

●BF-211SR

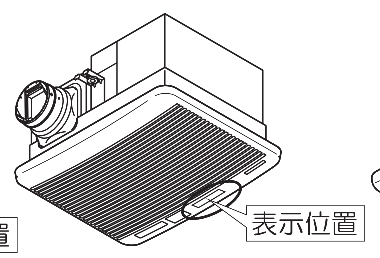

●BF-511～3SR

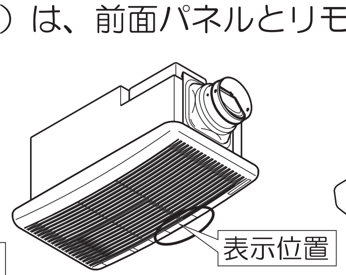

●BF-711～2SR

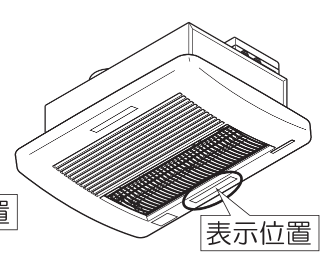

●BF-151～3RX
●BF-151RX-VH
●YZ-151RX

【壁面取付タイプ】

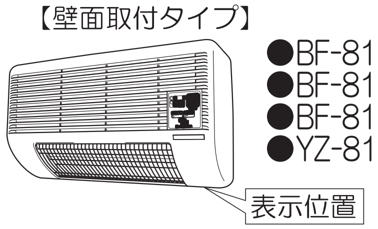

●BF-811RX
●BF-811RXR
●BF-811RX-VH
●YZ-811RX

【KK-RX リモコン】

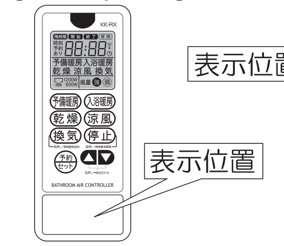

【KK-SR リモコン】

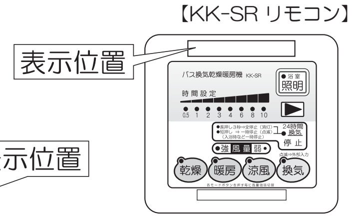

【KK-SHOリモコン】

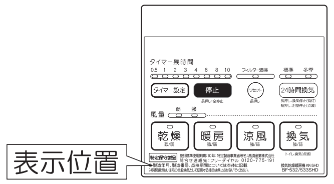

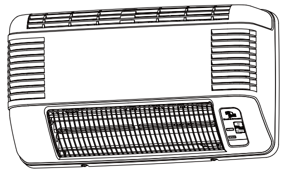

●BF-861RX
●BF-861RXR

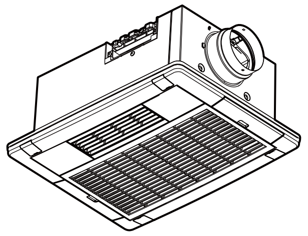

●BF-231SHA
●BF-231SHA2
●BF-231SHC
●DK24BK-1N(T)

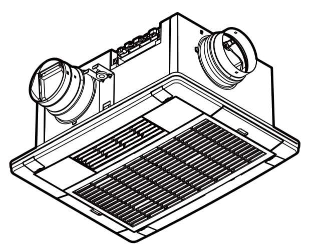

●BF-532/533SHD
●BF-532/533SHDL
●BF-532/33SHD2
●BF-532/33SHE
●BF-532/33SHF
●DK24BK-2N(T)
●DK24BKT-3N(T)

「前面パネル表示例」

型式：BF-51○SR、BF-15○RX、BF-81○RX、BF-231SH○、BF-53○SH○、DK24BK○-○N(T)

特定保守製品　型式：BF-811RX　製造番号：13100001C
製造年月：2013年10月　点検期間：2022年4月～2025年3月
設計標準使用期間：10年　特定製造事業者等名：高須産業株式会社
問合せ連絡先：0120-775-191　住所：茨城県潮来市水原3080

「リモコン表示例」

型式：BF-○○○RX

特定保守製品　型式：811RX
設計標準使用期間：10年
特定製造事業者等名：高須産業株式会社
問合せ連絡先：0120-775-191
※製造番号、製造年月、点検期間、製造事業者住所等は本体に記載

型式：BF-51○SR、BF-231SH○、BF-53○SH○、DK24BK○-○N(T)

特定保守製品　型式：BF-532SHD　設計標準使用期間：10年
特定製造事業者等名：高須産業株式会社　問合せ連絡先：0120-775-191
※製造番号、製造年月、点検期間、製造事業者住所等は本体に記載

所有者票の返信内容により所有者情報の提供

●製品に所有者情報を記入できるハガキを同梱し、返信ハガキでの登録か、インターネットによる登録を行っていただきます。賃貸集合住宅所有者の方は、一括登録用紙をダウンロードしていただき登録を行っていただきます。
●所有者票は、保護シール付きのハガキとし、個人情報保護に配慮しています。

所有者票（バス換気乾燥機）の例

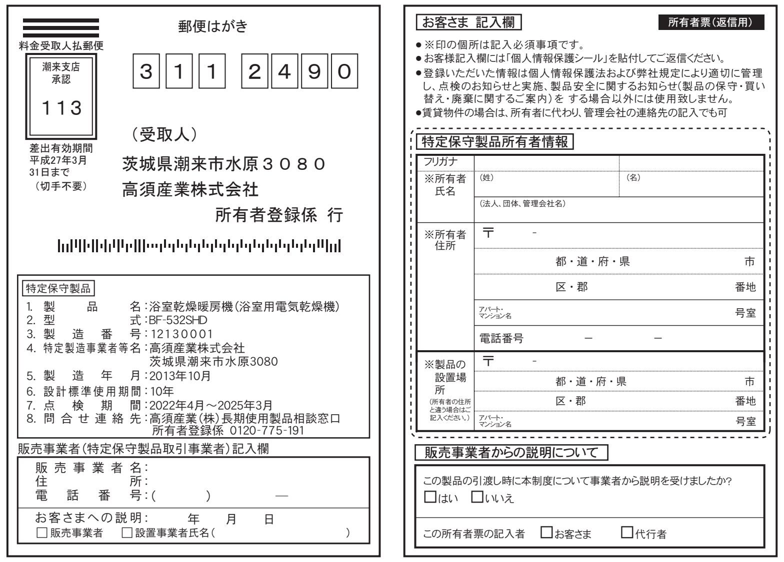

郵便はがき
料金受取人払郵便
潮来支店承認
113
差出有効期間 平成27年3月31日まで（切手不要）
3 1 1 2 4 9 0
（受取人）
茨城県潮来市水原３０８０
高須産業株式会社
所有者登録係 行

特定保守製品
1. 製品名：浴室乾燥暖房機（浴室用電気乾燥機）
2. 型式：BF-532SHD
3. 製造番号：12130001
4. 特定製造事業者等名：高須産業株式会社 茨城県潮来市水原3080
5. 製造年月：2013年10月
6. 設計標準使用期間：10年
7. 点検期間：2022年4月～2025年3月
8. 問合せ連絡先：高須産業（株）長期使用製品相談窓口 所有者登録係 0120-775-191

販売事業者（特定保守製品取引事業者）記入欄
販売事業者名：
住所：
電話番号：（　　）　—
お客さまへの説明：　年　月　日
□販売事業者　□設置事業者氏名（　　）

お客さま 記入欄　　所有者票（返信用）
●※印の個所は記入必須事項です。
●お客様記入欄には「個人情報保護シール」を貼付してご返信ください。
●登録いただいた情報は個人情報保護法および弊社規定により適切に管理し、点検のお知らせと実施、製品安全に関するお知らせ（製品の保守・買い替え・廃棄に関するご案内）を する場合以外には使用致しません。
●賃貸物件の場合は、所有者に代わり、管理会社の連絡先の記入でも可

特定保守製品所有者情報
フリガナ
※所有者氏名　（姓）（名）（法人、団体、管理会社名）
※所有者住所　〒 -　都・道・府・県　市　区・郡　番地　アパート・マンション名　号室　電話番号　—　—
※製品の設置場所（所有者の住所と違う場合はご記入ください。）　〒 -　都・道・府・県　市　区・郡　番地　アパート・マンション名　号室

販売事業者からの説明について
この製品の引渡し時に本制度について事業者から説明を受けましたか？
□はい　□いいえ
この所有者票の記入者　□お客さま　□代行者

取扱説明書の変更点

①「特定保守製品」の表記追記
②「特定保守製品」であることの説明
③PLに関する説明追記
④法定点検に関する説明追記

据付・設置説明書の変更点

①「特定保守製品」の表記追記
②「特定保守製品」に関するお願い追記